

# 内部情報系システム仮想化基盤更新及びサービス提供委託事業候補者選考方針

## 1 基本的事項

内部情報系システム仮想化基盤更新及びサービス提供委託事業候補者は、内部情報系システム仮想化基盤更新及びサービス提供等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

## 2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、内部情報系システム仮想化基盤更新及びサービス提供委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、本業務委託の事業候補者及び次点者を選考します。

### (1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和2年2月12日（水）までに、提案書を提出した全ての事業者へ文書で通知します。

複数の提案を行った事業者は、評価点の高い提案による審査を行い、結果を通知します。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、40分程度です。（説明15分、質疑25分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加申込書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者へ別途通知します。

#### ア 実施日時

令和2年2月27日（木）午前

#### イ 実施場所

港区役所

#### ウ 結果通知

令和2年3月2日（月）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

#### エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

### 3 評価項目及び評価視点

#### (1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
資格要件（取得資格）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。</li> </ul>
専門技術力（経験年数、実績）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の実績を有しているか。</li> <li>・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。</li> </ul>
専任性（手持ち業務量）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者又は技術者が他の業務（案件）を担当せず、本件について専任となっているか。</li> </ul>
実施体制の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。</li> </ul>
提案書の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の理解度</li> <li>・実施方針の適格性</li> <li>・工程計画の的確性</li> <li>・業務を実施する場合の実現性</li> </ul>
見積価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式4】見積書に記入された経費</li> </ul>

#### (2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
全体像の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の提案要求仕様書の趣旨を理解し、将来性を考慮した有効性のある内容となっているか。</li> <li>・提案は雛形的な内容ではなく、現在の港区のシステム環境や運用を踏まえた内容となっているか。</li> </ul>
説明内容の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明にあいまいな内容がなく、適切かつ明確な用語・表現で根拠を示しているなど、信頼性がある内容か。</li> <li>・課題の先延ばしや不確実性を含む説明がないか。また、不確実性を含む場合は、その根拠が示されており、妥当な内容となっているか。</li> </ul>
提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトのパートナー（社、担当者）としてプロジェクトを遂行できる能力を有するか</li> <li>・提案書のシステム構成に矛盾はなく、無理がなく実現可能な構成になっているか</li> </ul>
質問に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問に対し積極的かつ意欲的に対応しているか。</li> <li>・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に制約を加える重大な前提条件や、区への過大なリスク転嫁が存在せず、全体を通して確実かつ適切にプロジェクトを遂行することができるか</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、業務効率化の推進や区民サービスの向上等の観点から有用な付加価値提案があるか</li> <li>・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。</li> </ul>
--	--

※配点のうち、「港区プロポーザル方式実施ガイドライン」に予め指示されているもの（抜粋）は次のとおりです。

- ・区内事業者優遇措置として、区内事業者が単独又は区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に、一次審査における合計評価点の5%を一次評価点に加点します（小数点以下切上げ）。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、一次審査合計評価点（事業者が実際に得た点数（区内事業者優遇措置に該当する場合は、当該加点を行う前の点））の5%を一次評価点に加点します（小数点以下切上げ）。

#### 4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

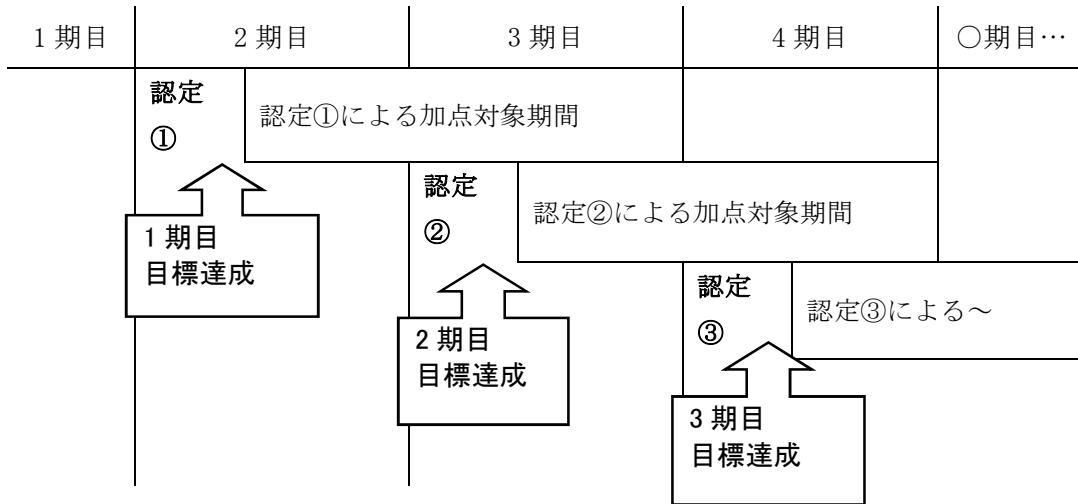
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。以下の評価条件に該当する場合に、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

##### ○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



### 5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

## 6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和元年12月25日(水)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和2年1月15日(水)午後5時をプロポーザル参加表明書の提出期限、令和2年1月23日(木)午後5時を提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、契約交渉権の順位を決定します。

## 7 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査および第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

## 8 その他

会議録の作成は、「港区プロポーザル方式実施ガイドライン」によります。